

平成29年千葉市教育委員会会議  
第3回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成29年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成29年3月23日(木)  
 午後 2時00分開会  
 午後 3時30分閉会  
 場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 中野 義澄  
 委 員 和田 麻理  
 委 員 小西 朱見  
 委 員 千葉 雅昭  
 委 員 藤川 大祐  
 教 育 長 志村 修

出席職員	教 育 次 長	森 雅彦	教育センター所長	増澤 保明
	教 育 総 務 部 長	矢澤 正浩	養護教育センター所長	植草 伸之
	学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	生涯学習振興課長	増岡 忠
	生涯学習部 長	大崎 賢一	文化財課長	志保澤 剛
	総 務 課 長	國方 俊治	中央図書館管理課長	小林 幹弘
	参事兼企画課長	大橋美帆子	総務課人事・労務担当課長	武 大介
	学 校 施 設 課 長	真田 賢一	保健体育課学校給食担当課長	伊原 和枝
	学 事 課 長	大井 力	総務課総括主幹	山田 利雄
	教 職 員 課 長	山下 敦史	学事課長補佐	浅井 滋
	県費移讓課長	大野 治充	県費移讓課主任主事	中村 憲二
	指 導 課 長	福本 順	教育センター主任指導主事	浅井 好
	保 健 体 育 課 長	中村 宏		

書 記 総務課長補佐 三田日出美 総務課主事 坪山 耕太  
 総務課総務班主査 大須賀隆之 総務課主事 鈴木 理沙

- 1 開会  
中野委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
中野委員長より千葉委員を指名
- 4 会期の決定  
平成29年3月23日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認  
平成28年第12回定例会及び平成29年第1回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
議案第27号を非公開審議とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 平成29年第1回千葉市議会定例会について  
國方総務課長より報告があった。  
報告事項(2) 平成29年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について  
大橋企画課長より報告があった。  
報告事項(3) 平成30年度教員採用選考について  
山下教職員課長より報告があった。  
報告事項(4) こてはし学校給食センターの供用開始について  
伊原保健体育課学校給食担当課長より報告があった。  
報告事項(5) 平成28年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について  
増澤教育センター所長より報告があった。
  - (3) 議決事項  
議案第22号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について  
武総務課人事・労務担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、  
原案どおり可決した。  
議案第23号 千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について

武総務課人事・労務担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第24号 千葉市立学校職員服務規程の全部改正について

武総務課人事・労務担当課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第25号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の制定について

武総務課人事・労務担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第26号 千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正について

志保澤文化財課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第27号 市立高等学校教育職員の人事について

山下教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

#### (4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成29年第1回千葉市議会定例会について

中野委員長 総務課長、報告をお願いします。

國方総務課長 報告事項(1)「平成29年第1回千葉市議会定例会について」、報告します。第1回千葉市議会定例会でございますが、2月17日から3月15日までの会期で、代表質疑や教育未来委員会などが行われました。次に、審議状況でございますが、2の(1)から(5)の原案につきましては、教育未来委員会の審査を経て、また、29年度一般会計予算など、2会計につきましては予算審査特別委員会の審査を経て、いずれも3月15日の本会議において可決されました。教育長の任命につきましては3月15日の本会議において、磯野和美氏を任命することで同意されました。

次に、代表質疑についてでございますが、4会派から通告があり、全ての会派が教育委員会に関する質問を行いました。

一般質問では26人の通告者のうち14人が教育委員会に関する質問を行いました。主な質問の内容につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、請願の審査についてですが、就学援助の入学準備金を3月に支給することに関する請願が教育未来委員会の審査を経て、本会議において不採択とされました。平成29年第1回千葉市議会定例会に係る報告については以上でございますが、ご不明な点や説明を要する点がございましたら、事務局までお問い合わせく

ださい。

以上でございます。

中野委員長 それでは審議に移りますが、質問等を含めまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

報告事項(2) 平成29年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について

中野委員長 参事兼企画課長、報告をお願いします。

大橋参事兼企画課長 報告事項(2)「平成29年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について」、ご報告いたします。

まず、稲毛高等学校附属中学校の入学者選抜についてご報告いたします。選抜日程でございますが、1月28日の土曜日に行いまして、選抜の結果、2月3日、金曜日に合格発表をさせていただきました。志願者数、志願倍率、受験者数、受験倍率でございますが、志願倍率は男子7.9倍、女子9.1倍、全体で8.5倍でございます。繰り上げ内定数9人、辞退者が出ましたが、こちらも繰り上げ内定をさせておりまして、募集定員80名埋まっている状況です。

続いて市立高校、稲毛高校、千葉高校の入学者選抜についてご報告いたします。選抜日程でございますが、前期は2月13日、14日、後期選抜は3月1日に試験を行いまして、それぞれ英語発表を行いました。前期選抜海外帰国生徒の特別入学者選抜でございますが、志願倍率は、千葉高校が、普通科は2.85倍、理数科2.67倍、稲毛高校が、普通科2.26倍、国際教養科2.30倍です。

続いて後期についてでございますが、志願者倍率は千葉高校は普通科は2.10倍、理数科3.50倍。稲毛は普通科2.10倍、国際教養科2.60倍という倍率です。

近年の志願者倍率の推移をご参考までに示しております。附属中学校でございますが、先ほど志願倍率男子7.9倍、女子9.1倍、男女で8.5倍とご説明しましたが、例年、ここ二、三年、ずっと同様の推移を見せているという状況でございます。

続いて高校の志願倍率の推移でございます。高校の場合、前年度の倍率を見て前年が高ければ次の年下がるというようなジグザグのような形を推移しますが、市立千葉高校は、普通科、理数科ともに倍率が非常に上がっています。一方、市立稲毛高校前期、

後期とも少し下がっております。いずれにしても、2倍以上の倍率ですので、県立高校の倍率に比べると、市民の入りたい高校として捉えられていると考えています。引き続き魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上です。

中野委員長 ありがとうございます。では審議に移りますが、質問等含めまして、何かございますでしょうか。

お願いします。

和田委員 もしわかれば教えていただきたいのですが、稲毛高校附属中学についてです。以前は大分、男女の応募者の比率が激しくて、女子のほうが多かった年が続いていまして、このところそれが大分縮まってきて、特に今年は今までの中で一番その差が少ないようです。何か働きかけをしているとか、それから生徒のほうの傾向が変わってきているとかいうようなことはありますか。

大橋参事兼企画課長 特に男子生徒に対して何かを働きかけた結果ではないと分析していますが、基本的には男女問わず稲毛附属中学校の魅力については伝えているところです。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。

藤川委員 志願倍率の推移ですけれども、先ほどご説明にもありましたが、千葉高校の理数科がかなり今回上がっていますよね。1年前は、特に後期は1倍ということで、入学者確保が厳しいところだったと思いますが、単にジグザグということでももちろん説明がつくかもしれませんが、前回のこのような状況を踏まえて、何か努力されたところがあれば教えてください。

大橋参事兼企画課長 毎年ですが、高校は教員挙げて中学校に営業活動といいますか、高校のアピール活動を展開しています。今回、インテル国際学生科学技術フェアで部門最優秀賞を取った生徒が報道されたこともあって、市立千葉で理数の勉強をしたい、あそこに行って勉強をしたいと思うような中学3年生のお声を聞くことも結構多かったので、そういう影響は多少あると分析しています。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

### 報告事項(3) 平成30年度教員採用選考について

中野委員長 教職員課長、報告をお願いします。

山下教職員課長 報告事項(3)「平成30年度教員採用選考について」、報告します。それでは簡潔に説明したいと思います。

平成30年度公立学校教員採用候補者選考につきましては第一次選考が7月9日、月曜日。第2次選考につきましては小学校以外の志願者を8月18日の金曜日から、20日の日曜日。小学校の出願者につきましては8月25日の金曜日から27日の日曜日ということで実施予定でございます。

今年度の主な改善点でございますが、4点ございまして、1点目ですけれども、第1次選考の県外会場をこれまでの盛岡、秋田、札幌会場に加えまして、石川県金沢市でも開催いたします。2点目でございます。教育職員免許状の有無にかかわらない特定教科特別選考につきまして、昨年度の福祉、水産、看護を実施するとともに、今年度、新たに「情報」を新設しました。3点目でございます。これまで41歳未満としてきた1次選考等を含め、全ての選考での受験可能年齢を60歳未満へ拡大します。4点目でございます。昨年度から実施を開始した小学校英語教育推進枠につきまして、これまで上限40名としてきたところ、今年度につきましては募集人員を60名程度と拡大します。

なお、本年度実施しました採用選考より、千葉市で採用となる場合は給与負担等が異なることから、2次合格者説明会において周知を図ってまいりましたが、現時点では特に混乱はございません。今後も採用選考については、県教育委員会と協議を進め、優秀な人材が採用できるよう志願者確保に努めていきたいと考えております。

以上でご報告を終わります。

中野委員長 では審議に移りますけれども、質問等を含めまして何かございますでしょうか。

藤川委員 はい。2点ございます。1点目は先ほどご説明のあった小学校英語教育推進枠拡大についてでございますが、これについては拡大する理由をもう少し教えていただければと思います。

2点目です。特別支援学校枠について、新たに特別支援教育枠になったと思うんですが、千葉市以外では、ここで採用された人は基本的に特別支援学校で採用されて、その後何年かしてからほかの学校に行くということがあるようなんですけれども、千葉市ではこれまで初任から小学校等で特別支援学校は小学校枠なんですね。この特別支援教育枠ができたことによりまして、この特別支援にかかわる新規採用教員のルートが変わってくるのかどうかということをお教えいただければと思います。

山下教職員課長 まず1点目の英語のほうですけれども、小学校の英語教育ということで指導要領の改訂もありますので、それにつきまして英語の免許を持った先生をよりきちんと確保して、英語教育の充実を図るということでの拡大でございます。2点目の特別支援の枠でございますが、原則、新卒のときは特別支援学校に配属しますが、その後特別支援学級にも再考察させていくということで、そこについては拡大をしていく。千葉市において特別支援学級につきましては小学校枠で合格した者を、本人の意思に応じて配置しているところでございます。

藤川委員 それは続けるということですか。

山下教職員課長 あくまでも本人の意思を尊重して。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

和田委員 県外会場についてなんですが、今までの会場に加えて、次年度から金沢が加わるということですが、金沢を選んだというか、金沢が加わった理由というのはどういったことになるんでしょうか。

山下教職員課長 まず1点目ですけれども、やはり優秀な教員を確保するためにはある程度の倍率が必要だということで、実は金沢方面の受験者が千葉会場で毎年200名前後おります。それに伴いまして、会場を持って行けばさらに志願者が増えるだろうということがまず1点で、県外からの志願者を発掘するという。あと、関東近辺では、金沢方面では一切行っておりませんので、千葉が最初にやり始めているということです。あと、一番は北陸新幹線が開通しまして、非常に身近になっているということで、今回この方面で会場を設置したところでございます。

和田委員 よくわかりました。期待が持てそうで楽しみです。

中野委員長 ほかによろしいでしょうか。

報告事項(4) こてはし学校給食センターの供用開始について

中野委員長 保健体育課学校給食担当課長、報告をお願いします。

伊原学校給食担当課長 報告事項(4)「こてはし学校給食センターの供用開始について」、報告します。こてはし学校給食センターは、PFI事業方式で平成27年9月から解体を含む施設整備が進められてきました。

29年1月末に施設引き渡し完了し、2月から調理訓練や配送訓練、全体リハーサルなどを実施し、4月10日の新年度給食開始に向けた準備を行っており、現在最終段階に来ております。

それでは新しい給食センターの写真をご用意しましたので、スライドをごらんください。

こちらはセンターの外観です。こちらに矢印がありますけれども、ここから配送車が入っていきます。敷地内は、一方通行なので、そのまま建物に沿って右側に回ります。こちらが今、前のほうから入ってきた配送車がバックした形で建物のドックシェルターに接車し、配送車の後部と建物が隙間なく、ぴったり合う形になります。そこから各学校用のコンテナに積み込まれた給食がトラックに積み込まれるので、給食センター建物やトラック内に異物が侵入しないように、つくったものがそのまま配送車に乗せられていくという形になります。

こちらは回転釜といって、いろいろな汁物や煮物などを調理する大きな釜です。この上が2階の会議室ですけれども、こちらから見学者などは、調理室が見られるようになっております。

最後に、これは各学校から返却された食器を洗浄する設備でございます。

来週の3月27日、月曜日には教育委員の皆様を初め、配送対象校の校長先生や生徒の方々、ご協力いただいた地元町内会の皆様などにお声かけしまして、内覧会を実施いたします。今回、「こてはし学校給食センター」の供用が開始することにより、本市の中学校給食における3給食センター体制の再編が整えられました。なお、給食配送対象校は、2の表にもありますように、花見川区内の中学校を中心とした14校でございます。

以上で、報告を終わります。

中野委員長 ありがとうございます。では審議に移りますが、質問等含めまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

報告事項(5) 平成28年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について

中野委員長 教育センター所長、報告をお願いします。

増澤教育センター所長 報告事項(5)「平成28年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について」、全てが完了しましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

教育センターにおきましては、不登校児童生徒に対しまして、学校生活への適応を目指して、サポートプログラムをもとに支援をしております。その中でライトポートやグループ活動の連携を図り、たくさんの人とのかかわりやつながりを持って適応力や自

己肯定感を高めるジョイント事業を計画的に実施しています。ちなみにライトポートでございますが、現在、千葉市では6行政区中5行政区の小学校の中に1箇所ずつ設置しており、不登校のお子さんをここでサポートをしているというところでございます。

初めに、「イオンでの職場体験」でございます。昨年10月31日から11月2日の3日間、イオンマリンピア店で実施いたしました。この行事は就業体験を通しまして、社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的にしております。

1日目のイオンの企業理念を伺うところから始まりまして、あいさつの仕方、売り場への案内の仕方など、基本動作の訓練を行いました。その後、売り場体験を経まして、最終日には、初日にたてた目標が達成できたかどうかを振り返るとともに、今後の目標を一人ずつ発表しました。

各行事の実施後には質問紙調査を行いまして、調査内容は8項目、36問につきまして5段階で自己評価をしました。本行事ではライトポートへの入級時と比較して、「仲間」「協力」「向上心」「今の気持ち」などの項目が伸びていることがわかりました。

次に「カンドゥー職場体験」でございます。主に小学生を対象としております。昨年11月10日に幕張のカンドゥージャパンで実施いたしました。この行事は児童の発達段階に応じた社会体験を通して、社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的にしております。児童生徒の振り返りからは、「来てよかった」「他の職業も体験したい」、また保護者の方からも「満足している」「来てよかった」「不登校の子どもたちにとって普段できない体験であり、教育センターには感謝している」という声が聞かれました。

次は「ジョイントフェスタ」でございます。12月9日に、教育センターの講堂におきまして実施いたしました。この行事は発表機会を提供し、自己肯定感を高めるとともに、各ライトポートの仲間同士の交流を通して協力する喜びや楽しさを知ることが目的としております。イオンリテール株式会社の後援を得ておりまして、たくさんのやプレゼントをいただいております。社会の多くの方々が応援してくれていることを知ることも目的としております。

たくさんの出し物に子どもたちは取り組みました。また在籍校の学校長、または、それぞれの担任の先生方もこの行事にはたく

さん見に来られました。本行事では「仲間」「協力」「向上心」「今の気持ち」などの項目が伸びております。

次に「第二養護学校での職場体験」でございます。中学生を対象としております。今年の1月24、25日の二日間、第二養護学校で実施しました。ここの就業体験を通して、社会性を身に付け学校復帰のための力を高めることを目的としております。また、障害のある児童への支援を通して、障害への理解を深めることも目的に加えております。担任の先生の指示のもと、学習支援や生活支援のために、2日間、各教室で、第二養護学校の児童と過ごしました。本行事におきましても、特に「仲間」「今の気持ち」などの項目が大きく伸びておりました。

次に、「第2回長柄ジョイントキャンプ」についてでございます。平成29年2月8日から3日間、千葉市少年自然の家で実施いたしました。本プログラムでは「豊かな自然の中で、さまざまな体験活動を通して、自主性・社会性を育み、学校生活への復帰の意欲を高めること」を目的としております。第2回は、新しい仲間との出会いの中で、挑戦と発見をテーマにしました。初日は初めて出会った参加者の心をほぐすために、出会いのゲームを行い、参加者同士のかかわりを持たせることから始めました。夜はバスケットボール、クライミングウォールなど4つのプログラムから体験したいことを自分で選び、その活動を楽しみました。2日目は、創作料理、ドミノ倒し、キャンドルサービスなどを行いました。3日目は、自分の変容を振り返るとともに、メンバーへの感謝の気持ちを伝えるメッセージカードを作成し、それを「別れの集い」で渡しました。本行事では、「仲間」「協力」「向上心」「今の気持ち」などの項目が伸びておりました。第1回ジョイントキャンプと第2回ジョイントキャンプの共通参加者の変容を比較いたしますと、第2回ジョイントキャンプの後のほうが「向上心」「問題解決能力」「今の気持ち」などの項目が伸びていることがわかっております。次年度もたくさんの人とのかかわりやつながりをもって、一人一人の適応力や自己肯定感が高まるよう、計画的に事業を実施してまいります。

報告は以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。では審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

お願いします。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。大変充実した活動をなされていることがよくわかりました。ジョイントキャンプについて伺いたいのですが、事前があつて、第1回の事後があつて、第2回の事後がありますけれども、当然第2回の直前というのは第1回の事後と同じではないですよ。データに出るのかもしれませんが、私たちはこのような取り組みについて考えるときに、1回1回上がっては少し日常で下がってまた上がるという、その上がったたり下がったりを繰り返しながら、トータルで見ると上がっていくというようなイメージを持てばいいのかと思うのですが、そのような理解でよいのかどうか。もしよいとすれば、ぜひ今後、データとしてもジグザグしながら、だんだん上がっていく様子が見えるような工夫をしていただくとさらにありがたいなと思いますので、これは今後についてご検討ください。

増澤教育センター所長 わかりました。また検討させていただければと思います。どうもありがとうございます。

中野委員長 ほかによろしいでしょうか。

千葉委員 イオンでの職場体験で、例えば時期的なものというのは、こういった企業さんなんかにお伺いすると、「月末は忙しいんだよね」と言われますが、今回、イオンさんから10月のこの時期に来てくださいと言われたのか。というのが1つと、あとは参加した子どもさんたちというのは希望して行くのか。それとも全員で行くのかをお聞きしたい。

増澤教育センター所長 時期でございますが、教育センターが4月にイオンさんと協議いたしまして、大体このあたりがお互いにいいだろうということで設定をさせていただいています。

2つ目の質問でございますが、これは希望制でございます。ですので、今年、また昨年の参加人数というのは大幅に変わる可能性はあります。

以上でございます。

千葉委員 はい、ありがとうございます。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。

小西委員 カンドゥー職場体験のことについてお聞きしたいんですけれども、中学生はイオンに職場体験に行かれますので、小学生も中学生のように実際に事業所などに行って、働く人の姿を見たりとか、自分も働いてみたりとか、そのような職場体験というのは難しいのでしょうか。というのは、カンドゥーは、子ども連れで何

回か行ったことがあるんですけども、やはりあそこはテーマパークなんですよね。全てがお膳立てされていて、やれば必ず楽しい思い出と、仮想通貨をもらえるだけの体験で終わってしまうので、どちらかという職場体験というよりは遠足のようなイメージなんです。職場体験というのであれば、やはり実際に働く人の姿を見たりというようなことが必要になってくるのかなと思うので、そのあたり、何かお考えがあれば。

増澤教育センター所長 まず、このカンドゥーにつきましては昨年度から始まりました。まず小学生につきましては、やはり外に出ること自体、どうしても保護者と一緒にとということが考えられます。その中で中学生につきましては、実際に15歳以降につきましては社会に出る子どももかなりおりますので、子どもたちには職場体験をさせていきたい。その前段の、カンドゥージャパンというものを我々のほうで考えさせていただきまして、今お話されたことも今後の検討課題になろうかと思いますが、そのような、緩やかな形でステップを踏みながらやっていければなと考えております。ありがとうございます。

志村教育長 すみません。ライトポート5つ、それからグループ活動を含めて、中3の子どもの数と進路がどうなったか教えてほしい。やはり千葉市の場合は最終的な目標は学校復帰を狙っているので、成果がどのぐらいあったのか教えていただきたいと思います。

浅井主任指導主事 グループ活動とライトポートにおける進路の状況についてお話させていただきます。中学校グループ活動においては、今年度14名、中学校3年生が在籍しています。14名全て高校へ進学しております。公立に関しては4名。私立に関しては10名ということで、合計14名でございます。

ライトポートに関しては5つのライトポート全てで50名在籍しております。そのうち3名が未定の状態です。このうち2名については、ライトポートに入級したけれども、実際には通級を継続することができなかったという生徒でございます。47名のうち、1名が専門学校、1名が留学です。

以上でございます。

志村教育長 あとの残りの子は公立なり私立に行ったということですか。

浅井主任指導主事 はい。

志村教育長 その後の公立、私立の数字はわかりますか。

浅井主任指導主事 今、計算すればわかります。

増澤教育センター所長 後ほどお答えいたします。

志村教育長 それはやはり大事で、もっと言えば、高校に5人や10人のグループ活動で行った子たちが、高校に入ってからどうなったのかという追跡調査をしてあげないといけない。これまではずっと、この段階でもう高校に入ったかなと思っていたんですけども、実際、不登校の子どもたちがひきこもりにならようにするためには、この後のサポートもすごく大事になってきている。それを考えていかなきゃいけない時代になったのかなと、思っているんで、その辺のところを、センターだけではなくて、指導課等も含めて考えてもらいたいと思うところです。

それから、グループの公立4名は、大変すばらしいと思えますが、これは定時制はおらず、全部全日制に入ったんですか。

浅井主任指導主事 中学校のグループ活動4名の公立高校に関しては全日制が2名、定時制生浜高校夜間部が2名。

志村教育長 生浜が2名ね。

浅井主任指導主事 2名でございます。

志村教育長 わかりました。そのような成果が出てくれば、職場体験を行ったり、ジョイントを行ったりしたことの成果が学校復帰につながっているなど。実は国でフリースクールの話が出たときに、教育委員会は何をやっているんだみたいな話が出たんですね。私たちはあくまでも学校復帰を目的にして様々な指導をしているので、ただ通えばいいんだということではないということ、教育委員会サイドとしてはすごく言った記憶がありました。このような数字を出してくれることが、そのような活動の成果としてつながってくると思いますので、どうか最後まできちんと追いかけてあげてほしいなと思います。今後はぜひ高校へ行った子どもたちのサポートもやっていただければうれしいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

藤川委員 関連して1つ教えていただきたいのですが、今、高校進学の話をお伺いしたけれども、一部の不登校の保護者の方から、内申がとても心配だというお話を聞きます。当然、欠席日数などが内申に入ってくると思いますが、今のお話を伺うと高校入試に関して長期の欠席というものが不利に働くことがあまりないと考えてよいのか。それとも不利に働かないところを選んで受けているのかというのをどのように解釈したらいいかを教えて

ほしい。

中野委員長 お願いします。

福本指導課長 指導課でございます。公立高校の入試において、長期の欠席については、生徒本人から欠席に関する理由書を高校に提出することができますので、明確な理由の記載があれば、合否に大きく影響するということはありません。

藤川委員 そうですか。私立の学校などで推薦入試のときに、欠席が何日あるとまずいというところもなくはないですよ。

福本指導課長 公立高校につきましては先ほど申し上げたとおりですが、私立高校につきましては推薦入試等において独自に規定を設けているところはございます。

藤川委員 それはもういたし方ないというか、私立学校のやっていることからいうと。

志村教育長 ただグループ活動のライトポートに行ってくれていれば出席扱いにする。それが大分杭にはなっています。

藤川委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

中野委員長 よろしいでしょうか。

和田委員 先ほどの藤川委員のデータの話と少し関係する部分なのですが、参加対象者の事前のアンケートをそれぞれ比べてみると、スタートする事前の段階で大分数字に差があるように思います。特に、第二養護学校の職場体験に関しては参加した子が4名しかいないということなので、どうなのかなということもあるんですが、それでも事前と事後の差が大変大きく伸びているということは大変評価されるべきだと思います。事前に関しては、先ほど藤川委員がおっしゃったように、全体として捉える場合と、それから個人としてのデータ等というのが両方ともそろっていないとなかなか比較ができないのかなと感じました。

それと、この第二養護職場体験、去年は15人ということで多かったのですが、今年は4名に減ってしまい、一番ハードルが高い体験だとは思いますが、今年少なかったなと思うんですが、どうでしょうか。

増澤教育センター所長 参加人数が今年は少なかったというお話ですが、実際は第二養護学校の行事等の関係がございまして、どうしてもその関係上、本当は行きたいという子どももいたんですが、真砂中学校教育相談指導教室の試行通学に行っているお子さんが10名前後いまして、その期間と重なってしまったということがありま

した。来年度は調整をきちんとして、たくさん子どもたちが参加できるような状態をつくっていきたいと思っております。

和田委員 はい。わかりました。一番、自己の伸びが大きいところだということ、それだけ子どもたちに効果的に働くと思いますので、よろしく願いいたします。

増澤教育センター所長 ありがとうございます。

中野委員長 ほかによろしいでしょうか。

#### 議案第22号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について

中野委員長 総務課人事・労務担当課長、説明をお願いします。

武人事・労務担当課長 議案第22号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」、説明します。

まず趣旨といたしましては、平成29年4月に予定されております県費負担教職員の給与負担等の移譲及び組織改正に伴う関係規則の改正でございます。今回は全部で9つの規則の改正になります。

続きまして、概要ですが、まず千葉市教育委員会組織規則でございます。この改正は、組織改正に伴い、組織の新設を行うほか、教育委員会事務局の事務の分掌について整理を行うため所要の改正を行ったものです。また、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う事務分掌などの規定の整備を行っております。

次に、千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則でございます。この改正は、教育委員会に新たに「専門員」という職が配置されることから整備を行うものです。なお、「専門員」とは定年前に部長職であったものが再任用職員となって配置される時の新たな呼び名でございます。今回、平成29年4月より新たに郷土博物館及び地区図書館の館長に専門員が配属されるために今回、規定を整備するものでございます。

次に千葉市教育委員会公印規則でございます。この改正は、組織改正に伴う事務分掌の変更に伴い、新たな専用公印の新設を行います。また、小学校の統廃合、若葉学校給食センターの廃止に伴う所要の改正を行います。具体的には教育職員課という人事を所掌する課が新設されますので、人事専用の教育委員会の印を新たに、新設したりするものでございます。

次に千葉市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則でございます。この改正は、現在の県費負担教職員の勤務時間や休暇

等について、勤務時間の割り振り及び教育職員の週休日の振替等について規定の整備を行うほか、市の勤務時間及び休暇制度に合わせるための所要の改正を行うものでございます。2月の臨時会で、県費移譲に係る条例議案をお諮りしましたけれども、基本的には県費教職員は市の勤務条件にあわせるということです。なお、経過措置を設けるというご説明を差し上げたかと思っておりますけれども、この規則ではもう少し細かい内容を規定しております。具体的な例を挙げますと、特殊性としましては振替休日が市費ですと、前4週、後ろ8週でしか振替ができないものが、県費ですと長期休暇に振替ができるようにもっと長い期間できるとか、そういったものを規則で定めるものでございます。

次に千葉市立学校教職員表彰規則でございます。この改正は、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、現在の県費負担教職員に関する規定の整理を行うものです。これは永年勤続表彰が市と県と違いまして、市は15年、25年、県は15年、30年となっておりますので、県の表彰の基準をそのまま平成29年度以降も適用するというようなことにするための改正でございます。

次に教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則についてでございます。この改正は、組織改正に伴い、規則第10条にある判定会の委員の規定や14条の庶務担当課の修正を行ったものです。なお、判定会の委員につきましては、従前は学校教育部全ての所属長でしたが、案件に応じた内容に変更しております。具体的には人事を所管する教育職員課長、教職員の指導を行う教育指導課長、職員の訓練の現場である教育センターの所長を固有の委員とし、それ以外の所属長につきましては案件に応じて招集できるような形に変えております。

次に各学校管理規則についてはまとめて説明をさせていただきます。この改正につきましては、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、職員の職及び職務等の規定の整備を行うとともに、決裁規程との整合を図るため重複する規定を整理するほか、臨時休業等についての規定の整備を行ったものです。高等学校管理規則においては、単位制である市立千葉高校の年度途中での単位認定ができるように改めております。

最後に施行年月日についてですが、いずれも平成29年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。では審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

藤川委員 不勉強で教えていただきたいんですが、稲毛高校附属中学校の管理規則は中学校と高等学校のどちらの管理規則なのでしょうか。

武人事・労務担当課長 中学校の管理規則です。

藤川委員 そうですか。ということは、校長先生を兼ねていらっしゃると思うのですが、それぞれの規則で運営されているという理解でよろしいでしょうか。

武人事・労務担当課長 はい。

中野委員長 よろしいでしょうか。それではご質問がないようですので、議案第22号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

#### 議案第23号 千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について

中野委員長 総務課人事・労務担当課長、説明をお願いします。

武人事・労務担当課長 議案第23号「千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について」、説明します。

まず改正の趣旨ですが、平成29年4月1日付県費負担教職員の給与負担等の移譲及び組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部を改正することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき議決を求めます。

次に改正の概要についてご説明いたします。初めに千葉市教育委員会決裁規程についてですが、県費負担教職員、市費負担教職員等の定義を削除するとともに、教育長職務代理者が置かれた場合の決裁手続等の準用に関する事項を新たに規定します。また、別表第1に規定している共通決裁・専決事項のうち、「2 人事に関する事項」の決裁・専決権者に校長を新たに規定するととも

に、課長を再任用職員として、先ほどご説明いたしました新たに設置される専門員の休暇等の専決権者を規定いたします。2の人事に関する事項で校長を新たに規定するというのは、今回、県費移譲に伴いまして、今までは5日以内の休暇の承認は了承、それ以上は教育委員会とか市の規程と異なる基準があったんですけども、この市の基準に統一した関係で、その辺を明確にするために校長を、この別表に新たに追加したものです。

また別表第2ですけれども、個別専決事項のうち、他の規則で教育長専決事項として既に規定されている事項や、共通決裁・専決事項として整理可能な事項を削除するほか、学齢児童及び生徒の就学猶予又は免除に関する事項について、専決権者を課長から部長に変更いたします。これまでですと、個別ごとに専決権者を定める個別専決事項よりも、一般的なものは課長決裁、重要なものは部長決裁という共通専決事項に統一するべきという流れになっておりますので、今回、基本的にそういうふうに統一するような整理になっています。

次に千葉市教育委員会服務監理委員会規程についてですが、服務監理委員会委員のうち、充て職として事務局人事を所管する総務課長及び教職員人事を所管する教職員課長としていたものを、新設される教育職員課の課長及び教職員担当課長に変更するほか、服務監理委員会庶務担当課を教育職員課に変更いたします。

最後に施行年月日ですが、平成29年4月1日とします。

説明は以上でございます。

中野委員長 では審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

和田委員 本筋とは関係ないのですが、不勉強で教えていただきたいのですが、先ほどの22号では組織規則の規則でしたが、今回、決裁規程という言葉を使っているんですが、規則と規程というのはどのように整理されているのでしょうか。教えてください。

武人事・労務担当課長 少しわかりづらいんですけども、簡単に申し上げますと、規則は条例の下部的な制度、決まりを定めたもので、規程と申しますのは、訓令ともいうんですけども、効力のある、文書化した命令。例えば例を挙げますと、不祥事が起きた場合に綱紀の保持といったものを副市長や教育長が発する場合、これは効果のある命令なので規程、訓令になります。要は決まりというよりも、「こうなさい」みたいなものを制度化する。「こうするべきだ」

という執行に関するものを、命令的に定めて、それが明文化して、効力を持つものが規程。そもそも、条例みたいに制度的なものを定めたものが規則。

矢澤教育総務部長 規則は対外的。要は役所以外に公表と言いますか、公布されて影響があるもの、訓令については、あくまでも内部事務のためのもので、外には発信はしませんので、そのような意味で異なります。

和田委員 規則は。

矢澤教育総務部長 規則は対外的なもの、市民に周知しておく必要のあるもので、訓令はあくまでも事務处理的なもので、これは役所の中の話というのが基本的。詳細には条例と規則と、どこまでできる、できないはありますが。

和田委員 わかりました。話は変わりますが、要綱というのは本当にマニュアルと言いますか、そのくらいの受けとめでしょうか。

矢澤教育総務部長 そうです。要綱だったり、要領だったり、手引だったり、それはあくまで、具体的なマニュアルです。

和田委員 わかりました。大体わかったような気がします。ありがとうございました。

藤川委員 よろしいでしょうか。今回の改正にも出てまいりました教育長職務代理者の決裁手続運用の件ですけれども、この教育長職務代理者というのは教育委員の中から選ばれるはずですよ。そうなりますと、常勤ではなく非常勤ですから、さらにその教育長職務代理者の決裁をどなたかに委任するという手続が多分必要になると思うんですけれども、それについては、今回、特に定めはないようなんですが、別に定めがあるのか。あるいは何かほかのものがあるのでしょうか。

大須賀主査 はい、決裁規程につきましては、教育長が欠けた場合、教育長職務代理者が当然に教育長の権限をもつこととなります。それに委任ではないんですけれども、教育長職務代理者が行う事務の権限につきましては、教育次長が代決できるという規程が定められておりますので、今回の改正においては教育次長が代決した場合に、職務代理者に速やかに報告するという規程を改めて設けているものです。

藤川委員 それはこれに入っていますか。

大須賀主査 今回の決裁規程の改正の中では、代決をした場合に教育長職務代理者に代決権者、この場合は次長になりますが、代決権者が

報告する規定を設けているところでございます。

藤川委員 それ、どこにありますか。

大須賀主査 報告の規定が第11条に定められています。今回は改正がございませんので、新旧対照表からは省略されていますけれども、そこで読みかえる規定が定められています。

藤川委員 従来の教育長の手続を教育次長がかわりに行うという規定が既にある。

大須賀主査 そうです。

藤川委員 それを準用する。

大須賀主査 はい。

藤川委員 わかりました。

中野委員長 よろしいでしょうか。ほかにご質問がないようですので、議案第23号「千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第24号 千葉市立学校職員服務規程の全部改正について

中野委員長 総務課人事・労務担当課長、説明をお願いします。

武人事・労務担当課長 議案第24号「千葉市立学校職員服務規程の全部改正について」、説明します。

まず改正趣旨ですが、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う所要の改正を行うほか、規程の整備を図るため、千葉市立学校職員服務規程の全部改正を行うことについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定により議決を求めるものです。

次の改正の概要についてですが、県費負担教職員と市費負担職員で別々に規定されている服務に関する制度、手続及び様式等について、市長事務部局に準拠することを基本として統一するほか、専決権者について整理をするものです。例えば10条に県費負担教職員の休暇制度、10条の2に市費負担職員の休暇制度というのが書いているところを、全て市長事務部局と同じ規定に統一する。そういったような規定の体制をしていくところです。

なお、市長事務部局に規定されていない研修に係る服務専念義務免除の規定については、引き続き規定するものとします。

最後に施行年月日ですが、平成29年4月1日とします。

説明は以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。では審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ではご質問がないようですので、議案第24号「千葉市立学校職員服務規程の全部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第25号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の制定について

中野委員長 総務課人事・労務担当課長、説明をお願いします。

武人事・労務担当課長 議案第25号「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の制定について」、ご説明をいたします。

まず制定の趣旨ですが、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、教育委員会の職員の労働安全衛生管理体制を強化するため訓令（甲）を制定することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定により議決を求めるものであります。具体的な内容につきましては、制定の概要にありますように、千葉市職員安全衛生管理規程にならい、千葉市教育委員会職員安全衛生管理要綱の内容を改正した訓令（甲）「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程」を制定するものでございます。

要綱からの主な改正点についてご説明いたします。

まず、1点目ですが、平成29年4月の組織改正で新設する「教育職員課」に、教育委員会全体の職員の健康管理を担当する班を設置し、そこに専属の産業医として、統括産業医を新たに採用し配置をいたします。各小・中学校につきましては、従業員数が50人未満のため、法令上は産業医の配置は必置ではございませんが、職員の安全衛生の観点から配置することが望ましいことから、安全衛生体制の強化を目的として統括産業医を配置するものです。

なお、統括産業医は、中林圭一、現イオンリテール株式会社の専属産業医であり、元厚生労働省の労働衛生課長でございます。

2点目は、産業医の職務に過重労働に係る面接指導等並びにストレスチェックの実施及び面接指導等を追加いたします。なお、過重労働等に係る面接指導につきましては、これまで事務局職員のみが対象として実施をしておりました。それからストレスチェックについては法令により、今年度より全職員を対象に実施をし

ておるところです。こちらにつきまして、全職員を対象とした産業医を配置することについて規定を追加するものです。

3点目でございますが、全ての事業場に総括安全衛生管理者を置く。こちらにつきましては法令上、例えば1,000人以上の事業所でないと総括安全衛生管理者は必置ではないんですけれども、市長部局につきましては3年ほど前から全ての安全衛生委員会について、総括安全衛生管理者を設置していることから今回、教育委員会の全ての安全衛生委員会に対しても、総括安全衛生管理者を置くものです。

次に4点目になりますが、今まで教育委員会の事務局職員の健康診断は実施から結果の判定まで市長部局の健康管理のほうがかかわってまいりましたけれども、これを学校教職員とあわせて全て教育委員会内で行うものです。結果の判定は、先ほどご説明いたしました統括産業医が行います。

次に5点目になりますが、今まで病気休暇等の審査は、事務局職員は市長部局の健康審査会で、教職員については県の教育庁の健康審査会で行ってまいりましたが、平成29年度からは全て教育委員会で行うものです。

最後に6点目ですが、事務局その他衛生委員会は、各小・中学校を管轄しておりますが、今回、安全衛生管理体制の強化のため、教員2名を衛生委員会の委員に新たに配置するものです。

施行年月日は、平成29年4月1日とします。

説明は以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。では審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

和田委員 教えていただきたいのですが、新たに統括産業医を置くというふうにあります。今まで産業医と規定されるような立場の方はいらっしゃらなかったんですね。

武人事・労務担当課長 今まで、事務局や図書館ですとか、あと法令で製造業の事業所を運営されている学校の給食調理場などは、衛生委員会を配置して、そこに嘱託の産業医を委嘱して配置をしておるところですけれども、50人未満の学校につきましてははいないような状態です。ですので、いるところ、産業医がカバーしている業務と、していないところの隙間がたくさんあったのを、それを全て衛生委員会の産業医が衛生委員会についていただいて診ていただけるんですが、全体を統括する、全体を調整するようなことをするた

めの役割として、この統括産業医を配置するものです。

和田委員 常勤ではない。

武人事・労務担当課長 法令では専属というのが条件で、例えば週4日の専属でも嘱託の方でも、法令上はあるんですけども、今回は常勤として、正規職員として4月1日に採用してございます。

和田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

中野委員長 そうしますと、1番にある統括産業医と、2番の産業医は、これは別でしょうか。

武人事・労務担当課長 はい。さようでございます。産業医はこれまでと同様衛生委員会・安全衛生委員会の嘱託産業医に担当していただくこととなります。

中野委員長 学校のですか。

武人事・労務担当課長 そうですね、養護学校と市立高校につきましては学校医を兼ねた産業医、兼健康管理の先生がいらっしゃるんですけども、そのほかに、事務局その他と学校調理場でそれぞれの衛生委員会嘱託の産業医の先生がいらっしゃいます。そちらにつきましては引き続き、衛生委員会とともに、職場の巡視等を行っていただくんですけども、50人未満のほとんどの学校の産業医というのは、この統括産業医が専属です。

中野委員長 県立高校なんかは必ず学校医のうちの一人が、産業医の資格を持った人と聞いていますけれども。

武人事・労務担当課長 そのような体制も選択肢として当然あるんですけども、実際に、今、学校医の先生の中で産業医の資格を持っていらっしゃる先生が、実数はわからないんですが、2割から3割ぐらいかないという話を聞いておりますので、病院の先生全て各学校の産業医をお願いするとなると、やはりもっとすごい大きな体制の整備の検討が必要だったことから、今回このような配置になったものです。

中野委員長 できれば、各学校に産業医がいないよりはいたほうが良いと思います。医師会の推薦で内科系の学校医は決まっていますね。教育委員会からできれば学校医は産業医が一人いることが望ましいというような要望を出すことはできないでしょうか。

武人事・労務担当課長 ちなみに、今回のこの統括産業医の採用に当たりましては、いわゆる人探しをする中で、医師会さんにもご相談をさせていただいて、ある程度の張りつけが必要な業務が見込まれることから、そういった方をご紹介いただけないかというようなご相談はさ

せていただいたところなんですけれども、やはり、なかなか開業医の先生の中では、適当な方がいらっしゃらないということで、ご回答をいただいた関係で、別の形で採用したものです。

中野委員長 当然、専従ではなかなか難しいと思いますが、特にストレスチェックの問題が入ってきましたので、産業医資格を持った学校医ができればいたほうがいいと思いますので、要望だけ出してはどうでしょうか。特別な業務になるわけではないんでしょうけれども、何かあったときに相談しやすいと思います。統括産業医については全部の学校のカバーは実際できませんよね。だから、この学校には産業医がいるというのがわかっているとよいと思います。

武人事・労務担当課長 そうですね。採用していないところもあるんですけど、その辺の体制のあり方ですね。そもそも、全くできていない部分をカバーする体制を整えたというのが現実的なところでございますので、今後のその体制につきましては、また統括産業医、医師会とともに協議して検討させていただきたいと思っております。

中野委員長 ありがとうございます。ほかに。

藤川委員 「全ての事業場に総括安全衛生管理者を置く」と言われていますよね。小・中学校は特に書かれていないと思うんですけども、全ての事業場という意味はどういう。

武人事・労務担当課長 全ての安全衛生委員会に事業場に総括安全衛生管理者を置くという意味です。

藤川委員 その小・中学校というのは事業場でないという理解ですか。

武人事・労務担当課長 はい。50人未満の学校は事務局に、要はぶら下がるような形になっています。

藤川委員 そういう意味なのですね。

武人事・労務担当課長 はい。なので、1つ1つの事業場という捉え方ではないという整理にしております。事務局と一体で、事務局が1つの事業場という整理にしている関係で、このような形に。

藤川委員 事務局その他に入るといいます。

武人事・労務担当課長 はい。

藤川委員 学校附属の給食場というのは、千葉市全体に1つの事業場。

武人事・労務担当課長 はい。小学校の給食と調理場と給食センターで1つの事業場ということです。

藤川委員 もう1つ、すみません。総括安全衛生管理者というのは、実

際に、特に高校や養護学校でどのような方がなることが想定されているのでしょうか。特に規定はないのでしょうか。

武人事・労務担当課長 今、衛生委員会の議事運営を行う議長を定めており、事務局その他衛生委員会は私が議長をさせていただいておるんですけども、そのような形で、例えば高校ですと学校の事務長、そのような、今議長をやっている職員がそのまま総括安全衛生管理者になることを想定しています。

藤川委員 はい。わかりました。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではほかにご質問もないようですので、議案第25号「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の制定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第26号 千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正について

中野委員長 文化財課長、説明をお願いします。

志保澤文化財課長 議案第26号「千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正について」でございます。

改正の趣旨でございますが、文化財保護審議会の庶務につきましましては、文化財課がその実務を行っていることから、規定の整理を行うため所要の改正を行うものとしたしまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき議決を求めるものでございます。

改正内容は、第24条で会議の処務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理するとなっているものを、会議の処務は、生涯学習部文化財課において処理するというものに改めるものでございます。

以上でございます。

中野委員長 それでは審議に移りますが、質問等含めまして何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では質問がないようですので、議案第26号「千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第27号 市立高等学校教育職員の人事について

中野委員長 教職員課長、説明をお願いします。

山下教職員課長 議案第27号「市立高等学校教育職員の人事について」ですが、当該事案は平成29年4月1日付千葉市立高等学校の人事発令につきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき議決を求めるものでございます。

市立稲毛高等学校の校長といたしまして、現千葉市教育委員会教育総務部企画課監事主事遠藤 明男を、市立千葉高等学校の教頭として、現市川市立第一中学校教頭川島 篤を、市立稲毛高等の教頭といたしまして、現千葉県立船橋東高等学校教諭泉水 清和を採用するものでございます。

なお、前任者は3月31日付で退職し、市立稲毛高等学校校長植草 茂生は、県立実籾高等学校校長へ、市立千葉高等学校教頭深山 和利は、県立東葛飾中学校副校長へ、市立稲毛高等学校教頭黒川 康弘は、県立国府台高等学校教頭へ、それぞれ着任する予定でございます。

以上です。

中野委員長 審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

ご質問がないようですので、議案第27号「市立高等学校教育職員の人事について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

## 8 その他

(1) 第4回定例会は、平成29年4月19日（水）午後2時より開催することと決定した。

## 9 閉会

中野委員長より閉会を宣言